

人権教育資料

人権確立への認識と実践をもとめて

も く じ

次の時代を担う新入生へ

(1) 人権問題と大学の任務	1
(2) 在日コリアンの現状と課題	6
(3) 同和問題一問一答	17
(4) 世界人権宣言	25
(5) 国連が中心となって作成した 人権関係諸条約一覧	31
(6) 同和対策審議会答申(抄)	32
(7) 部落差別の解消の推進に関する法律	33
(8) 大阪府部落差別事象に係る 調査等の規制等に関する条例	35
(9) 人権教育・啓発推進法	41
(10) 男女共同参画社会基本法(抄)	43
(11) 障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律(抄)	46
(12) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ対策法)	56
(13) 近畿大学人権宣言	60
(14) 近畿大学人権教育基本方針	61
(15) 近畿大学人権教育のための 国連10年行動計画(抄)	63

次の時代を担う新入生へ

近畿大学人権委員会委員長 土屋 孝次

新入生の皆さん、入学おめでとうございます。

さて、皆さんは近畿大学を構成するメンバーとなり、我々教職員や在学生、そして大学にかかわる多様な人々とともに、人権について学んでいくことになります。

皆さんも、「人が人である限り当然に認められる権利」、「多数決では奪われない権利」として人権が保障されていることは、これまでの学校教育や社会の様々な活動の中で学んできたことでしょう。「人権は大切だ」「人権を守ろう」等々のスローガンを見聞きすることも多いでしょうし、身近な人権問題について考えることがあった人もいるでしょう。また、ニュース報道やインターネットにより、人権問題に関する情報に接する機会が増えているのも事実です。

それでは現代社会において、大学生が人権について改めて学ぶ意味、高度な専門教育を行う大学全体として人権教育に取り組む意義はどこにあるのでしょうか。

まず、人権の重要性から、人権教育が年齢を問わずに行われるべきことがあります。第49回国連総会は「人権のための国連十年」の中で、人権教育について「生涯にわたる総合的な過程である」と定義付けています。大学生となった皆さんが特別に人権教育を受けるのではなく、それは生涯続く学びの一環であると考えられているのです。近畿大学は、このような人権教育の理念を当然のものと考え、全学的取り組みとして真摯に実行してきているのです。

次に、人権問題自体が多様化しており、その解決に向けて新たな視点、多角的な検討が必要となっていることが挙げられます。これはまさに、高等教育機関である大学において実施可能な事項です。大学では、人権に関する質の良い情報を収集し、いろいろな立場の人と、場合によっては様々な言語を用いて議論をすることができます。人権問題が発生している具体的現場に臨み、場合によれば相反する利益を衡量して実現可能な解決プランを策定する能力は、大学教育においてこそ育むことができるのです。ここに、大学における実践的教育として、高等教育機関のカリキュラムに合致した人権教育を組み込む意義があります。

近畿大学は、皆さんを高度な専門知識・技能を備えた人物として社会に送り出します。その際には、人権に関する体系的・実践的知識を習得し、高度かつバランスのとれた人権に関する知見と人権感覚を身につけるべきであると考えています。長年にわたって議論されてきた人権問題に加えて、新しい問題、例えば科学技術の進化やグローバル化の進展、インターネットにおける情報流通過程に関わる人権問題、新型コロナウイルス感染症の蔓延等により発生した課題等を的確に認識し、その解決に向けて想像力を持って検討できるようになること、これこそが次の時代を担う大学生に求められている力であると考えています。

本冊子『人権確立への認識と実践をもとめて』を活用し、近畿大学内外において実施される人権教育にかかわるイベントに積極的に参加し、有意義な学生生活を送ってください。

(1) 人権問題と大学の任務

1. 国民の権利

1946年11月3日、新しい日本国憲法が制定され、世界に冠たる最も進歩的な憲法として高く評価されている。

その前文では、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と述べ、まず“主権在民”を主張している。さらに第2章第9条では「戦争の放棄」を決意しています。

続いて、第3章「国民の権利及び義務」に注目してください。

第11条（基本的人権の享有）国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条（法の下での平等、貴族の禁止、栄典）すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第25条（生存権、国の社会的使命）すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第26条（教育を受ける権利、教育の義務）すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

これら各条は、いわゆる「権利規定」といわれる条文です。この中で、「基本的人権」は侵すことのできない永久の権利であり、最大の尊重を必要とされ、法の下ではいかなる関係においても差別されることはあり得ないことが明記されています。

他方、国際的には1948年12月10日国連第3回総会で「世界人権宣言」が満場一致採択されています。

その前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視と軽侮とは、人類の良心をふみにじった野蛮行為を生ぜしめ、……」とあり、その第一条では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と述べられています。

これらは、あの悲惨な第二次大戦を経験してきた全人類の英知である。人権尊重が高らかにうたいあげていることを忘れてはならないでしょう。

最近の地球的規模の激動の中で、次第にその根底にある人権尊重・環境保護・平和が政治を通じ経済を通じ表面化し、その延長線上で未来へ向けての人類の課題や責務が一層明確になるにちがいありません。

2. 人権問題への認識

人権尊重の精神と実践はいま、全人類的規模として拡大深化されている、にもかかわらず国際社会はもとよりのこと、国内の現状を見渡すとき、部落差別、在日韓国・朝鮮人差別、アイヌ民族差別、女性差別、障害者差別、沖縄県人差別や人種差別などなど、さまざまな差別が存在することを認めざるを得ません。こうした現実をふまえて大学は、最高の学府として、直接・間接に人権に関わる教育・研究にたずさわり、民主的社会を展望しつつ合理的・科学的思考を最大限尊重しつつ対応しなければなりません。

私たちは、それゆえ、また1991年末、地域改善対策協議会の磯村会長も、大学における人権教育を強調し同和教育を核として人権全般におよ

ぶことをきびしく求めていることを考える時、私たちは従前より一層の努力を重ねて、差別の原因をあらゆる角度から明確に探求してゆかねばなりません。その一つの方角はいわゆる「差別の現実から学ぶ」ことであろう。まず第一に、被差別者の生活や教育、仕事、住環境などの実態を正確に把握することです。そこには、就職や教育の機会均等や結婚の自由と権利が侵害されている事実を見いだすにちがいありません。第二に、一般市民の差別意識をとらえることであり、第三に、現実の差別事件を確認し、発生背景をとらえることです。第四には、被差別者の具体的生活を通じて、何に悩み、何に苦しんでいるかという、その心の奥底を見きわめて差別の現実をとらえることです。

こうした態度は、私たち人類がその進化の過程で、思考能力を獲得したとする考え方と一致しています。解決しなければ存在しえない問題的現実(差別)がそこにあり、それを解決するため問題の実態を明確にし、解決への理解や方針、技術、道具を獲得してゆき、問題的現実を解決してきたのです。

もうひとつの方角は、差別を現存せしめている歴史への接近です。とかく、差別については信ぴょう性のない俗説が横行するものです。それに対し、差別発生原因(起源)を明確にすることです。そこには、支配階級の政治的圧力があつたり、経済・産業の機構の問題などさまざまな力が働いており、差別の原因が作為的に形成された事実を見いだすにちがいなかろう。さらに、かけがえのない一人ひとりの生命へ自然科学的光りを当てるとともにその生存に不可欠な環境問題により深い関心をもつことも必要であろう。と同時に、これらの方向のもつ科学的・実証的アプローチのみに止まってはならないと思う。被差別者の心の痛みを自らの痛みとし、悩みを共に悩む心情をもたねばならない。差別への怒り、それをすべての人間がもつことこそ差別からの解放への実践の原動力となると考えるからです。理性の音域と、それに感応する心情が差別なき社会への展望をもたらすものと信じ、かつそうあることを願ってやまないものです。

3. 本学の課題

本学は、人間が人間を差別するという看過しえない不正を憎み、その根源を探り、排除することを決意し、総力をあげて研究・教育の実践に立ちあがっています。

組織的には、「人権委員会」「人権問題研究所」「人権事務室」「各学部人権委員会分会」「学生部」が連携的に機能しあい、各学部ごとにその専門を生かして人権研究を続けています。さらに、教育面の講義科目として、共通教養科目に「人権と社会1・2」を全学部の開講し、また専門科目としては法学部において「人権法」を開講しております。

学生部は学生諸君の相談窓口として機能し、また人権事務室も独自の機能を発揮しております。学生諸君自身の研究活動にもまた多くの見るべきものがあります。

しかし、人権問題は主観的・観念的であることは許されません。努力の不十分さもまた認めざるをえません。学内での差別事象は、決して減少したと断言できる状況ではありません。むしろ、こうした現状は年々歳々多数の学生諸君の入学・卒業による学内の人口移動も関わっているだろう。それにしても、同和対策審議会答申でも厳しく指摘・批判されているように「同和問題が解決することは永久にあり得ないとするのは妥当ではない」のです。にもかかわらず。一種のアキラメからくる無関心さが多少ともあるのではなからうか。それはまさに「妥当ではない」のです。

人権の抑圧や差別は、政治などさまざまの力で作り出されたものです。そして、今日「主権在民」を高くかかげているのが日本社会の状況です。そうであるかぎり、少なくとも一人ひとりの力をもって、また、その力を結集して排除しうるものであり、排除する義務・責務をもつものであります。そこから全世界へと先駆的役割を荷負うべきであろう。人類は、その歴史の着実な積重ねを経て未来を語る。個々の人間は、その生涯の各段階で着実に連帯して自己の在立を自覚する。そのねばり強く努力してゆくなかでこそ、真に差別なき平和な豊かな生活が約束されるものと確信します。学生諸君の奮起を願うとともに、学内組織が単に形式にと

どまらず、より一層実質的に機能するよう積極的努力を惜しまぬことを決意するものです。

特に、新入生諸君。諸君は今ここに大学生活の第一歩をふみだし、本学の新しい構成員となりました。この瞬間における感激を専門の教育・研究に直結するとともに、本学の名誉ある人権尊重という課題に力強く連帯して立ち向かっていただきたい。偉大なる歴史的使命であると信じ、このことを強く要請して、ともに未来と希望を語りたいと思います。

差別への激しい怒り、こうした差別が現在もなお、なぜ存続するのかへの深い疑問を抱くことを出発点とし、人権問題への理性的追求を深めそれを日常生活の中に具体化することによって、はじめて大学の使命は完結されると考えます。

(2) 在日コリアンの現状と課題

1. 日本国内の在留外国人数

2016 年には、日本国内の在留外国人数は 2,307,388 人に達し、日本の総人口の 1.82%を占めています。特に、1990 年に 100 万人を超えて以降急激に増加し、1990 年代以降だけで約 100 万人増加しています。ここでは、法務省入国管理局『在留外国人統計』をもとに、どのような国、地域から人が多く来ているのか、どのような目的で滞在しているのか考えてみましょう。

まず表①を見てください。現在、国籍・地域別に見ると最も多いのが中国籍で、約 68 万人です。

国籍・地域別在留外国人数の推移

(各年末現在)

年次	総数	表 ① 国 籍 別 内 訳						
		中国	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	ペルー	アメリカ	その他
1986	867,237	84,397	677,959	2,135	18,897	553	30,695	52,601
1990	1,075,317	150,339	687,940	56,429	49,092	10,279	38,364	82,874
1994	1,354,011	218,585	676,793	159,619	85,968	35,382	43,320	134,344
1998	1,512,116	272,230	638,828	222,217	105,308	41,317	42,774	189,442
2000	1,686,444	335,575	632,569	254,394	144,871	46,171	44,856	225,308
2002	1,851,758	424,282	625,422	268,332	169,359	51,772	47,970	264,621
2004	1,973,747	487,570	607,419	286,557	199,394	55,750	48,844	288,213
2006	2,084,919	560,741	598,219	312,979	193,488	58,721	51,321	309,450
2008	2,217,426	655,377	589,239	312,582	210,617	59,723	52,683	337,205
2010	2,134,151	687,156	565,989	230,552	210,181	54,636	50,667	334,970
2012	2,033,656	652,595	530,048	190,609	202,985	49,255	48,361	359,803
2014	2,121,831	654,777	501,230	175,410	217,585	47,978	51,256	473,595
2015	2,232,189	665,847	491,711	173,437	229,595	47,721	52,271	571,607
2016	2,307,388	677,571	490,190	176,284	237,103	47,670	53,050	625,520

法務省発表 在留外国人統計より作成

※2012年7月 制度変更のため 1986～2010年は旧外国人登録者数、2012年以降は在留外国人数を記載

次いで多いのが韓国・朝鮮籍で、そのうち約 34 万人は「特別永住者（旧植民地出身者とその子孫）」です。表からも分かる通り、かつて在日外国人の大半を占めていたのは韓国・朝鮮籍の人々、つまり在日コリアンでした。しかし、近年は外国人登録者が増加

しているのに対し、在日コリアンの人口は少しずつ減少しています。2016 年現在、旧植民地出身者である在日コリアン¹の在日外国人全体に占める割合は現在 14.9%となっています。在日コリアンが近年減少傾向にあるのにはいくつかの要因があります。

1 つは、国籍法の改正です。1985 年 1 月 1 日に国籍法が改正されるまでは子どもの国籍は父の国籍を継ぐという父系主義であった為、母親が日本国籍であっても父親が韓国・朝鮮籍であれば自動的に父親の国籍である韓国・朝鮮籍となっていました。ところが、1985 年 1 月 1 日以降に生まれた子どもについては、両親の国籍のどちらかを 22 歳になる誕生日までに選択できることになりました。その結果、日本籍者との婚姻の間に生まれた子どもたちは生活の便宜等を考え日本国籍を選択することが多くなり、統計上在日コリアンとは数えられない人が増えているのです。2 つめは、外国人登録証の常時携帯義務には罰則規定が伴うことや参政権がないこと、また入居や就職、結婚等あらゆる差別から逃れるために日本国籍を取得する在日コリアンが多くなっていることがあります。そして、戦前、戦中に日本に渡ってきた在日コリアンの 1 世の人口は高齢化のために減少しています。これらの要因が重なって、統計上在日コリアンの数は減少傾向となっています。

しかし、これはあくまでも「韓国・朝鮮籍」の外国人登録者数が減っているということであって、朝鮮半島にルーツを持つ人の数は年々増え続けています。ここに、統計上の数字だけでは計れない日本で生活する人々の多様性があるのです。今後さらに複雑化するであろう在日外国人の生活ニーズを把握するには、外国人登録者数だけに頼らない、より現状に合った実態の把握方法を考えなければなりません。

一方、2007 年末に国籍別の外国人登録者数が最多となったのは中国籍の人たちです。1986 年の段階では韓国・朝鮮籍者の約 8 分の 1 の 8 万 4000 人ほどでしたが、以降年々増加し、2008 年末

1. 韓国・朝鮮籍として登録されている人のうち、特別永住の在留資格を持つ者

には約 65 万人に達し、韓国・朝鮮籍者の数を上回りました。仕事、婚姻、留学などさまざまな目的で多くの人が来日しています。

そして、ブラジル、ペルーなど中南米諸国から日本に来た人も多くいます。これは、1990 年に「出入国管理および難民認定法」が改定され、日系人の 3 世までであれば「定住者」の資格で来日できるようになったことが大きな要因です。また、韓国・朝鮮、中国、ブラジルに次いで多いのがフィリピン籍で、約 21 万人となっています。

2016 年では約 230 万人の在留外国人のうち、アジア地域出身の人々が、全体の約 75%を占めており、地理的に近い国から多くの人々が日本に来ていることがわかります。

2. 特別永住者ってどんな人？（歴史的経緯と現状）

現在日本には約 49 万人の韓国・朝鮮籍の方が住んでいます。そのうち約 34 万人は特別永住者と呼ばれる人たちです。特別永住者とは、日本による植民地支配の結果日本に住むようになった人々（旧植民地出身者）とその子孫のことです。

ここでは、朝鮮半島をルーツに持つ旧植民地出身者とその子孫について表す際には「在日コリアン」という表現を用います。これは、現在日本で生活している旧植民地出身者とその子孫の国籍が韓国籍、朝鮮籍、日本籍、中国籍、その他と多様化していること、そしてこれまで多く用いられていた「韓国・朝鮮人」という表記では、本来 1 つであった旧植民地出身者の祖国を表すことにはならないなど、当事者の思いにそぐわないという意見に配慮するためです。しかし、「在日コリアン」という表記も便宜上使用しているだけで、この呼称について異論を唱える当事者もあります。旧植民地であった朝鮮半島出身者とその子孫をどう呼ぶべきなのかということだけでも論議の必要があるほど当事者の複雑な思いがあるということをまず理解しておくことが必要です。

ここでは、多くのコリアンが日本で生活するようになった経緯、

そして在日コリアンの法的地位がどのように変遷していったのかについて考えてみましょう。

3. 日本による朝鮮植民地支配

日本と朝鮮半島とは、古代から 19 世紀初め頃までは友好的な関係を維持していました。16 世紀末には豊臣秀吉による二度の朝鮮出兵がありましたが、その後すぐに徳川幕府は関係修復に動き、その後は 1607 年から 1811 年まで 12 回にわたり朝鮮王朝から通信使が日本に派遣されるなど、良好な関係が続きました。

ところが、幕末期に入り、日本がロシアやアメリカなどいわゆる欧米列強からの外圧により、不平等条約による「開国」を余儀なくされる中で、「欧米からの圧迫に対応するために朝鮮、台湾を奪おう」という考えが国学者や諸藩の尊王攘夷派を中心に台頭してきました。また、幕藩体制から中央集権国家へ移行する際の国内の混乱や矛盾が、こうした主張に拍車をかけました。そして、1875 年の江華島事件をきっかけに、日本は朝鮮に対し、欧米列強から強要されたものと同様の不平等条約を押し付け、朝鮮侵略の足がかりをつくっていきました。

その後「日清戦争」や「日露戦争」などを経て朝鮮への侵略を強めていった日本は、1905 年には朝鮮の外交権を奪って「保護国」化し、1910 年には「韓国併合に関する条約」を強要して朝鮮半島を植民地としました。そして、土地調査事業や産米増殖計画という名のもとに苛酷な収奪政策を進めていきました。土地調査事業とは、私有地を明確にするという名目で実施されましたが実際には、所有権の確定しない土地、期限内に申告手続きができなかった土地を取り上げるというものでした。産米増殖計画は、1918 年の米騒動を契機に、朝鮮を食糧供給基地とするために実施されました。水利税の徴収などにより農民にさらに大きな負担がかかったことに加え、増収分をはるかに超える量の米が日本に移出されたため、農民の生活をさらに圧迫する結果となりました。

こうした収奪政策が進められる中で、離農する人が増えていきましたが、当時それほど産業の発達が進んでいなかった朝鮮半島においてはなかなか働く場所もなく、行き場のない人々は旧満洲地域や日本へ生活の場を求めていきました。

ただ、当時はいつでも自由に朝鮮から日本に渡航できたわけではありませんでした。日本政府は日本「内地」における失業問題、治安上の観点から、基本的に朝鮮人の渡航を抑制していたため、渡航の際には、目的地や職場がはっきりしていること、ある程度の所持金があることなどの条件をつけ、条件に合わない人に対しては「渡航阻止」も行っていました。1910年の韓国併合により、朝鮮人は「帝国臣民」とされましたが、実際にはこうした差別が設けられていたわけです。

そして、1930年代半ば以降日中戦争が泥沼化し、戦線がアジア・太平洋戦争へと拡大する中で、日本における労働力不足が顕著になってくると、日本政府は朝鮮半島出身者の日本渡航を抑制する方針を改め、1939年以降、朝鮮人を「移入労働者」として動員する施策を進めていきました。その際「募集」「官斡旋」「徴用」といった形式がとられましたが、実際には、応じない場合には配給を止めるといった強圧的な手段によって、多くの朝鮮人が炭鉱や飛行場建設現場などに送られました。

こうして、日本による朝鮮植民地支配のもとで多くの朝鮮人が生計を立てるために日本に渡り、あるいは戦時期に強制的に動員されていく中で、1945年8月の日本敗戦時には、在日コリアンの人口は200万を超えていたと推測されています。

4. 終戦以前における在日コリアンの生活

日本に渡った在日コリアンの多くは、土木工事現場での日雇い労働、労働条件の劣悪な工場、あるいは当時「屑屋」といった蔑称で呼ばれていた廃品回収業など、一般に敬遠されがちな労働に従事し、賃金も日本人労働者に比べて低く抑えられる場合がほと

んどでした。失業率は常に日本人に比べて高く、不況時には真っ先に解雇の対象となりました。

そして、職業の確保と並ぶもう一つ大きな問題が住居の確保でした。しかし、民族差別感情から、日本人の家主が在日コリアンに家もしくは部屋を貸すことは非常に稀でした。そのため、河川敷や水はけの悪い土地などに、「朝鮮人部落」と呼ばれる在日コリアンの集住地ができていきました。

また、特に関西地方においては、他の地域に比べて入居差別等の少ない被差別部落に在日コリアンが流入していくという状況もありました。

一方、日本の治安当局は在日コリアンを監視と同化の対象として見ていました。警察機構の中に「特高内鮮係」を設け、常に在日コリアンの生活を監視していました。その背景には 1919 年に朝鮮半島全土で沸き起こった三・一独立運動がありました。こうして在日コリアンを治安対象とみなす見方は、1923 年 9 月に起こった、関東大震災時の朝鮮人虐殺事件につながっていきました。治安当局は地震発生時に「朝鮮人が爆弾を持って攻めてくる」「朝鮮人が井戸に毒を投げ込んでいる」といった根も葉もないデマを流し、猛り立った民衆によって約 6500 人もの朝鮮人が虐殺されました。

在日コリアンが増加し、日本での定住化が進んでくると、治安当局は在日コリアンを日本の風習になじませるための「融和政策」を進めていきました。そして、1930 年代半ば以降、軍国主義の影が色濃くなってくると、在日コリアンに対する統制、同化は強化されていきました。それまで在日コリアンが自主的に運営していた団体、学校などはことごとく弾圧され、在日コリアン全員が「協和会」という統制組織に加入させられました。そこでは、日本式風習や日本語の常用が徹底され、朝鮮語をはじめ民族的な風習は全て否定されました。また「創氏改名」は在日コリアンに対しても強要され、この時つけた名前の多くが今日の「日本名(通

称名)」につながっています。

以上、1945 年 8 月以前における在日コリアンの歴史を大まかに辿ってきましたが、重要なことは、それは単なる「過去の歴史」ではなく、現在の移住労働者が置かれている状況と重なる部分が少なくないということです。治安当局が在日コリアンを絶えず監視、管理していたのは、外国人を「脅威」とみなす現在の日本社会の風潮に通じるものがあり、条件の悪い労働現場での就労、入居差別などは現在でも日常的に起こっている問題です。したがって、在日外国人の生活や人権に関わる問題というのは最近になって出てきたものではなく、ずっと昔から日本社会が抱えてきた課題であると言えます。

5. 戦後の在日コリアンの生活と民族差別撤廃への取り組み

日本の敗戦により朝鮮が植民地支配から解放されると、在日コリアンの多くは帰国を急ぎました。しかし、解放直後の朝鮮半島の混乱、GHQ(連合国軍総司令部)の指示による持ち帰り財産の制限といった要因により、帰国を見合わせる人も少なくありませんでした。また、一度帰国したものの、日本での生活が長くなったために故郷での生活基盤がなくなり、再び日本に戻ってくるということもありました。そうした中で、約 60 万人の在日コリアンが日本に残ったわけです。

日本政府は、こうして日本に留まった在日コリアンに対して「排外と同化」の態度で管理の対象としました。まず「排外」について言えば、1945 年 11 月の選挙法改正の際、「戸籍法の適用を受けざるものは当分の間これを停止す」(在日コリアンには日本の戸籍法が適用されていませんでした)とし、選挙権を剥奪しました。そして、1947 年 5 月には「外国人登録令」を公布、在日コリアンを「当分の間外国人とみなし」て外国人登録を義務づけ、1949 年以降は外国人登録証明書の常時携帯義務を課しました。その一方で、戦後各地で盛んに行われていた民族教育につい

ては「日本国籍である以上、日本の教育法に服すべきである」として弾圧し、同化教育を強要しました。日本政府は都合によって、在日コリアンをある時は外国人、またある時は日本人として扱っていたわけです。

そして、1952 年 4 月、サンフランシスコ講和条約の発効によって日本が独立すると、在日コリアンの「日本国籍」は法務省民事局長の一本の通達によって一方的に剥奪されました。また、講和条約の発効と同時に外国人登録令が「外国人登録法」に改められ、それまではなかった指紋押捺義務が盛り込まれました。併せて、日本政府にとって好ましくない在日コリアンに対する退去強制を盛り込んだ「出入国管理令」も施行されました(1982 年に「出入国管理及び難民認定法」、通称「入管法」に改称)。こうして、日本政府は独立を機に在日コリアンを完全に外国人とみなし、国籍欄には便宜上の「朝鮮」という符号をつけ、以後外国人登録法と出入国管理令によって管理、統制すると同時に、「国籍条項」をたてに戦後補償、国民年金法をはじめとする福祉立法などから在日コリアンを排除していきました。

戦後においても、「第三人」といった言葉に象徴されるように、在日コリアンに対する排外主義は根強く残り、理不尽な差別が日常的に起こる中で、在日コリアンが自分らしさを出して生きるのは至難の業でした。そうした状況に風穴を開けたのが、1970 年代初頭に起こった「日立就職差別事件」です。1970 年、在日コリアン 2 世の朴鐘碩^{パクジョンソク}さんが日本名で日立製作所を受験、合格しましたが、その後、在日コリアンにはない戸籍謄本の提出を求められた際、自分が韓国籍であることを伝え、「私たちの会社では外国人は雇えません」として一方的に採用を取り消されました。朴さんはこれを不当として裁判をおこし、12 回にわたる公判を経て、1974 年に横浜地裁において全面勝訴の判決が出されました。そして、朴さんは晴れて日立製作所に入社しました。

それまで、在日コリアンが就職や入居に際して差別を受けても、

それを法廷に訴えることはなかなかありませんでした。そんな中で、朴さんの闘いは多くの在日コリアンに勇気を与え、日本社会の中で自らの「場」を求めていくという意識を芽生えさせました。また、裁判闘争の中で「朴君を囲む会」が結成され、多くの日本人が参加しました。したがって、この裁判をきっかけに、これは当事者の問題ではなく、差別をするマジョリティの問題だと気付いた多くの日本人がマイノリティの人権運動に深く関わることになりました。それにより、民族団体が主張する本国志向から一歩離れた、日本社会との「共生」を模索する道が徐々に開かれていったと言えます。そうした中で、公営住宅への入居権、児童福祉手当の支給における国籍条項の撤廃、公務員任用における国籍条項の撤廃などを求める運動が各地で展開され、徐々に門戸が開放されていきました。そこでは、ベトナム難民問題をきっかけとして、1979年に「国際人権規約」が、そして1982年に「難民条約」が日本でも発効し、政府が外国人の人権、社会保障に正面から向き合う必要に迫られたことも大きな追い風となりました。

1980年代に入ると、外国人登録時の指紋押捺を拒否する運動が全国的に広がっていきました。この指紋押捺制度は、14歳以上の外国人(1982年8月、16歳に変更)に対し、登録切り替えの度に指紋を採取するというものでした。指紋採取はもともと犯罪捜査の手段として用いられていたものでしたが、それを、単に外国人だからという理由で強制するというのは明らかに非人道的なことであると訴えたわけです。そして、この指紋押捺拒否運動は日本人市民、在日コリアン以外の外国人も巻き込み、大きく広がっていき、その結果1993年には永住者に対して、2000年には全ての外国人に対して指紋押捺義務は廃止されました。

1970年代以降、民族差別と闘う運動が広がっていく中で、在日コリアンをはじめとした外国人の人権問題は一部改善されてきました。しかし、福祉、教育、雇用、入居など日常生活のあらゆる場面で、現在も数多くの問題が残されています。

6. 在日コリアンの法的地位

1910 年の「韓国併合」以後、日本政府は朝鮮人を「帝国臣民」として扱いました。そして、日本の敗戦後も、日本政府は「講和条約の締結までは、朝鮮人、台湾人は引き続き日本国籍を有する」という態度を取っていました。しかし、前述のように 1947 年 5 月の外国人登録令施行により在日コリアンは「みなし外国人」とされ、外国人登録が義務づけられました。そして、1952 年のサンフランシスコ講和条約の発効により日本が主権を回復すると、日本政府は在日コリアンの日本国籍を剥奪し、完全に外国人扱いとしました。

その前年の 1951 年には出入国管理令が施行され、さまざまな在留資格が定められていました。当時の在日コリアンは日本国籍扱いだったため適用されませんでした。日本国籍の剥奪により入管令の管理下に置かれるようになると、どの在留資格に振り分けるのかという問題が生じました。そこで、日本政府は暫定的に「法 126」と呼ばれる法律を制定し「その者の在留資格および在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく、本邦に在留することができる」としました。

その後、1965 年に日本と韓国が国交を正常化すると、「韓国」という国籍ができました。そして、「韓国」籍の人は 1966 年から 5 年以内に日本政府に申請すれば「協定永住」が認められることになりました。ただし、この時協定永住が認められたのは旧植民地出身者とその子までで、孫以降の世代については 25 年後(1991 年)に日韓両政府間で協議する、とされました。一方で、当初日本が便宜上つけた「朝鮮」籍を維持する人は「協定永住」の対象とはされず、1982 年になってようやく「特例永住」(1982 年から 5 年以内に申請すれば無条件に「永住」が認められる。ただし本人とその子まで)が認められました。同じ旧植民地出身者であるにもかかわらず、「韓国」籍か「朝鮮」籍かによってこうした差異が設けられていたのです。そして、1991 年の「出入国管理に

関する特例法」により、旧植民地出身者である在日コリアンとその子孫の在留資格が「特別永住」に一本化されました。

出典 N P O 多民族共生人権教育センター資料

(3) 同和問題一問一答

① 同和問題とは……

地球上に住む人々には、人種や民族の違い、出身や職業の違い、性の違いなど、いろいろな違いがあります。これらの違いを理由に、基本的人権である権利を奪い、政治、経済、文化等の生活全般にわたって、不利益な扱いをすることが差別です。

とりわけ、同和地区（被差別部落）の出身であることを理由に行われる差別が部落差別です。被差別部落の原点は、日本の封建社会において、政治、社会等の諸要因によって形成されてきた身分制度のもとで、他の身分と分離させられ、衣・職・住等あらゆる生活面で厳しい状態におかれてきた地域であります。これらの地域を出発点としながら、その後の社会体制の影響を受け、今日まで差別的状態が続いている地域が被差別部落です。

このように、歴史的、社会的に形成されてきた被差別部落に生まれ、育ったという理由だけで、人間として当然受けるべき権利を長い間奪われ続けてきた問題が、同和問題といわれるものです。

1965年に出された内閣同和对策審議会答申では「同和問題とは、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」ことを明らかにするとともに、「この問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要請し期待するものである」とし、この問題の解決を焦眉の急とし、行政の責務、国民的課題であることを明らかにしています。

しかしながら現実には、同和地区の人びとの就職や結婚を阻害する目的で部落差別の身元調査が行われていたり、悪質な差別落書、発言等の差別事件があとを絶たない状況にあります。

世界人権宣言では、「すべての人間は生まれながらにして自由・平等で平和に生きる権利がある」ことを明記しています。この精神を生かし、私たち一人ひとりの努力で、不合理な差別を撤廃しなければならないのです。

② 同和問題の解決は、なぜ国（行政）の責務であり、国民的課題であると言われるのですか。

まず、国（行政）の責務について言えば、同和問題に限らず、あらゆる社会問題、例えば、公害問題や教育問題、住宅問題等は、一個人の責任で解決されるものではなく、それは行政の責任において、最終的にはその責任者である国が政治的、経済的施策を講じることによって解決しなければなりません。言いかえれば、憲法によって保障された基本的人権を擁護するのは、国（行政）の当然の責務なのです。まして、部落差別は、歴史的には、江戸時代に政治的に作り出されたものであるということ、さらに、1871年（明治4年）に公布された太政官布告（いわゆる「解放令」）において、本来ならば根本的に解決されていなければならなかったはずの同和問題が、「太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣言したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困から解放するための政策は行われなかった」（同対審答申）ために、今日なお、深刻な社会問題として存在しているのです。したがって、同和問題の早急な解決は国（行政）が責任をもって、行なわなければならないのです。

次に、国民的課題についてですが、人々の中には、「自分とは関係ない」「差別される人たちの問題」だと考えている人がいます。しかし、本当に「自分とは関係のない問題」でしょうか。

まず、身近な具体例で言いますと、結婚の問題があります。愛し合った二人が、本来ならば結婚できるはずなのに、部落差別があるために、引き裂かれる。また、結婚した場合も、勘当されたり、行き来ができないようにされるといった事例が数多くありました。このように、部落差別があることによって、同和地区の人々もそうでない人々も不幸を被るのです。

さらに、これは差別の問題を考える際に非常に重要なことですが、部落差別が存在することによって、知らず知らずのうちに自らの人権が侵害されたり、不十分にしか保障されていないということを許してしまう

のです。それは、江戸時代に「エタ、非人」身分が存在することで、圧倒的多数の農民が、自らの不満を武士にではなく、下に向けることによって「はけ口」としたことを見れば明らかです。その結果、「エタ、非人」身分の人たちだけでなく、農民もまた悲惨な生活を強いられたのです。

これらのことから明らかなように、差別は「下見て暮らせ」の思想と一体なのです。本当に一人一人が「豊かな生活をしたい」というあたりまえの権利、要求を実現するためには、力を一つにして頑張っていく必要があります。そうでなければ自らの不幸、不利益につながるということを肝に命じておかなければなりません。このことを国の「同対審」答申では「…いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って…」と述べているのです。

③ 同和地区を校区に含まない学校や大学で「同和」教育をやる必要があるのですか。

小・中学校には、同和地区を校区に含む学校と校区に含まない学校があります。同和地区を含まない学校でなぜ、同和教育をやらねばならないのかという問いの奥には、「同和地区の子どもがいないところでは、同和問題は関係ないのでは」という考え方や、「同和問題を知らない子どもには、知らせないほうがよいのでは」という考え方があります。

しかし、部落差別事件は、同和地区の子どもがいるいないにかかわらず、同和地区を校区に含まない学校でも起こっているのです。そして、それが全くただされることもない場合すら存在しています。

このことから明らかなように、同和問題の解決は、差別される側の差別をなくそうとする取り組みと、差別する側の差別意識を払拭していく取り組みとが必要であり、その連帯が必要なのです。従って、同和教育は、同和地区外の子どものには関係ないのではなく、また、同和問題を知らせない方がよいのではなく、すべての同和地区外の子どものに、積極

的に教育しなければならないものなのです。

この観点から、大阪においては同和教育副読本「にんげん」が、すべての小・中学生に配布され、全ての学校での同和教育を奨励してきました。これらの取り組みの成果は、各地の人権意識調査において、市民の年齢が下がるにつれ、同和教育を受け、同和問題についての正しい認識がなされてきているという結果からもうかがわれます。

今日の同和教育は、同和問題にとどまらず、在日外国人に対する差別の問題、「障害」者、女性、アイヌ民族に対する差別の問題等をも取り上げ、さらには、人権教育や平和教育とも結びついています。つまり、同和問題を通じた教育によって被差別の子どもや社会的に弱い立場にある子どもの現実に目をむけ、仲間を大切にし、「いじめ」を許さない資質を身につけることにもつながっているのです。まさに同和教育は、同和問題を通じてあらゆる差別を許さない資質を身につけ、万人が平等になるという目標をかかげた教育活動なのです。

従って同和地区の子どもがいるいないにかかわらず、同和教育がすべての学校で取り組まれるのが当然であり、同和地区の子どもいない学校でも「同和」教育が、より積極的に進められねばならないのです。

④ 同和地区はどのようにして生まれたのですか。

中世以前にも賤民と呼ばれた人びとの集落はありましたが、歴史的経過の中で多くは消滅したり変化しており、現代につながる同和地区の起源とされるものは、安土桃山時代から徳川幕府が成立する段階（16世紀末から17世紀初頭）に、新しく封建社会のしくみとして政策的につくられてきたものです。

応仁の乱（1467年）の後、戦乱は各地に広がりました。戦国時代は社会の大きな変動期で、それまでの家柄や門地の高い支配層が転落し、身分が低いとされていた者が古い秩序や伝統を打ち破って、「上の者」に取って代わるいわゆる「下克上」の時代でありました。「下層の人たち」も、商人になったり、手工業者になったり、なかには武士や領主にまでなった者もありました。

一方、戦乱で苦しめられた農民たちは、「土一揆」で抵抗しました。豊臣秀吉も「土一揆」を鎮圧し、二度と再び民衆が武器をもって立ち上がらないように、天下統一の大義名分のもと、大々的な「刀狩り」を強行しました。農民の武装を解除し、全国的に「検知」を行って年貢の確保をはかり、兵士と農民の分離を行って、身分を固定していきました。

この「兵農分離政策」は、徳川幕府によって強化され、身分による差別が一層厳しくなりました。すなわち、17世紀初頭に、身分制度がしだいに整えられ、支配体制の一層の確立を図ったのです。そして、その決定的なしくみとして「穢多（エタ）・非人」の最下層身分を設け、「上見て暮らすな、下見て暮らせ」の政策を強行していきました。

身分制度は階層間の利害を対立させ、お互いを争わせ、反目させることによって、政治に対する不満をそらせ、支配者の権力を維持するための「分断支配」の手段として行われたのです。そのうえ、どの身分も「世襲制」で、身分間の交流ができないばかりか、身分を偽った場合は本人はもとより、村中を処罰の対象にすることまで行われました。これが一般的に「政治的起源説」といわれるものです。

これに対し、「同和地区の人は人種・民族が違う」とする「異民族起源説」、「人々から忌みきらわれるような仕事に従事していたから」とする「職業起源説」、「宗教との関連で差別されるようになった」とする「宗教起源説」など、いくつかの捉え方もありますが、いずれも、同和地区の起源についての誤った考え方であり、これらの諸説が、人びとの差別意識を形成し、差別を助長する社会意識を今日までもたらした原因のひとつとなっているといえます。

内閣同和对策審議会答申（1965年）の中でも、「同和地区は中世末期ないし近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的条件に規制せられ、一定地域に定着することによって形成された集落である。」と明確に述べられ、「政治起源説」が正しい考え方であることを示しています。今日、数多くの歴史研究によって、新たな考え方も提起されていますが、政治的な側面があることはいうまでもありません。

⑤ いまどき部落差別なんてあるんですか。

たしかに、このように考えている人々がかなりいます。たとえば、「現在のような民主的な憲法をもち、そのなかに居住、移転の自由まで明記されているのに、差別されている地区があるとは思わない」「差別、差別というけれど、いっている人たちの被害妄想ではないのか」などに代表される意見です。また、このような意見と若干異なるのですが、「最近では差別、差別と問題にしすぎているようだ」といった意見もかなり根強く存在しています。このような意見は、同和問題に一定の認識をもっている人たちのなかにも少なくありません。これらの意見は、部落差別の現状を正確に把握しておらず、現実を無視あるいは軽視しているという点で共通しています。

同和問題や他の人権問題を考える上でもっとも大切なことは差別や人権侵害の現実を正確に把握ということなのです。

たとえば、同和地区の住環境はかなり改善されてきましたが、意識や教育、雇用などの面では、明確に差別の実態が残されています。

2000年に実施された大阪府民意識調査においても、部落差別の現状認識に関して、結婚差別については「反対されることがある」と思う人が、78.1%、就職差別については「不利になることがある」61.9%となっており、家を購入したりマンションを借りたりするときには同和地区を「避ける」が38.1%もあります。

また、このような差別実態とともに深刻な差別事件が発生しています。例えばインターネット上の部落差別事件では、差別表現・差別煽動の内容に抑制的意識が働かず、ストレートな表現で過激で悪質なものになっています。また差別表現・差別煽動が大量なものになってきており、多くの人に見てもらえるということで、単なる差別表現ではなく、差別煽動性が高まっています。

1998年には、大阪の経営コンサルタントを名乗る企業が、1400社の顧客企業から依頼を受けて部落差別を含む差別身元調査を行っていたことが明らかになっています。

さらに、2001年9月に出された「大阪府同和对策審議会」答申では、

「平成12（2000）年度に実施した実態調査などによると、進学率、中退問題など教育の課題、失業率の高さ、不安定就労など労働の課題等が残されているとともに、府民の差別意識の解消が十分に進んでおらず、部落差別事象も跡を絶たない状況である。また、最近においても、調査業者が『大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例』に違反する部落差別につながる調査を行い、同条例に基づいて府が処分するという重大な事件が発生するなど、同和問題が解決されたとはいえない状況にある。

また、IT社会の到来など新たな社会情勢の変化が、同和地区内外の情報格差を生み、それが新たな社会的、経済的な格差につながるものが懸念される。」と明確に述べられています。

以上のように、現実には、どのような観点からみても部落差別は歴然として存在しています。

⑥ 同和教育をやるから、差別がなくならないのではないのでしょうか。

世間には、一見、もっともらしい差別への態度として、「同和、同和といいすぎるから、かえって差別事件が起こるのではないか」「そっとしておけばなくなるのではないか」等の考え方があります。いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方ですが、はたしてこうした考え方で部落差別がなくなるのでしょうか。現実とはまったく逆です。

大阪府民意識調査（2010 年実施）においても、同和問題に関する意識について「差別意識は残っている」と回答した人は、68.1%という数値になっています。この数字の中には小中学校において、同和教育や人権教育が進展してきたことも影響していますが、身近な人から誤った知識を受け入れている場合も少なからずあります。「父母や家族」「近所の人」「学校の友だち」「職場の同僚」など、身近な人間関係を通じて知った場合、正しい見方は少なく、差別的な偏見でゆがめられていることが多く、「寝た子を起こすな」式の考え方では部落差別撤廃に結びつかないといえます。

正しく起こしてこそ、部落差別の撤廃に貢献できるのです。

現在でも結婚などの際に行われている身元調査は何のために行なわれているのでしょうか。

近年でも部落差別に基づく結婚差別事件が発生していますが、1984年、全国の同和地区の所在地を記した差別図書「部落地名総鑑」を所持していたM氏は「結婚に関する身元調査の80%から90%は同和地区出身者であるかどうかという調査も含む」と証言しています。この証言事実からみても、部落差別は「自然になくなる」ものではないということが明らかです。そっとしておいてなくなるのなら、1871年の「解放令」後、140年以上もたっている今日、問題は解決していなければなりません。

幼・少年期に与えられた差別意識は、大人になってからはなかなかぬぐいさることが困難です。だからこそ小学校の段階から同和問題に対する正しい認識を身につけさせることが重要なのです。

(4) 世界人権宣言

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948年12月10日に第3回国連総会において採択されました。なお、1950年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きなが

ら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

第1条（自由平等）すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）1　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条（生存、自由、身体の安全）すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条（奴隷の禁止）何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条（非人道的な待遇又は刑罰の禁止）何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条（法の下に人としての承認）すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条（法の下における平等）すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保

護を受ける権利を有する。

第8条（基本的権利の侵害に対する救済）すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条（逮捕、拘禁又は追放の制限）何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条（裁判所の公正な審理）すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条（無罪の推定、罪刑法定主義）1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条（私生活、名誉、信用の保護）何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条（移転と居住）1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条（迫害）1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条（国籍）1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条（婚姻と家庭） 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条（財産） 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条（思想、良心、宗教） すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条（意見、発表） すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条（集会、結社） 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条（参政権） 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われな

ればならない。

第22条（社会保障） すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条（労働の権利） 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条（休憩、余暇） すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条（生活の保障） 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家庭の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条（教育） 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しく

は宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条（文化） 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条（社会的国際的秩序） すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条（社会に対する義務） 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条（権利と自由に対する破壊的活動） この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(5) 国連が中心となって作成した人権関係諸条約一覧

(2022年10月1日現在)

	条約名	採択年月日	発効年月日	締約国数	日本の締結年月日
1	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	1965.12.21	1969.01.04	182	1995.12.15
2	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）	1966.12.16	1976.01.03	171	1979.06.21
	選択議定書*（個人通報制度）	2008.12.10	2013.05.05	26	
	市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）	1966.12.16	1976.03.23	173	1979.06.21
3	第1選択議定書*（個人通報制度）	1966.12.16	1976.03.23	117	
	第2選択議定書（死刑廃止）*	1989.12.15	1991.07.11	90	
4	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）	1979.12.18	1981.09.03	189	1985.06.25
	選択議定書*（個人通報制度）	1999.10.06	2000.12.22	115	
5	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）	1984.12.10	1987.06.26	173	1999.06.29
	選択議定書*（拷問等防止小委員会）	2002.12.18	2006.06.22	91	
	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	1989.11.20	1990.09.02	196	1994.04.22
6	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000.05.25	2002.02.12	172	2004.08.02
	児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（売買春選択議定書）	2000.05.25	2002.01.18	178	2005.01.24
	児童の権利に関する条約の選択議定書（個人通報制度及び調査制度）*	2011.12.19	2014.04.14	49	
7	全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約*（移住労働者権利条約）	1990.12.18	2003.07.01	58	
8	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	2006.12.13	2008.05.03	185	2014.1.20
	選択議定書*（個人通報制度）	2006.12.13	2008.05.03	100	
9	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）	2006.12.20	2010.12.23	68	2009.7.23
10	難民の地位に関する条約（難民条約）	1951.07.28	1954.04.22	146	1981.10.03
	難民議定書	1967.01.31	1967.10.04	147	1982.01.01
11	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）	2000.11.15	2003.12.25	179	2017.7.11
12	集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）*	1948.12.09	1951.01.12	153	
13	戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約*	1968.11.26	1970.11.11	57	
14	婦人の参政権に関する条約	1953.03.31	1954.07.07	123	1955.07.13
15	既婚婦人の国籍に関する条約*	1957.01.29	1958.08.11	75	
16	婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約*	1962.11.07	1964.12.09	56	
17	無国籍者の地位に関する条約*	1954.09.28	1960.06.06	96	
18	無国籍の削減に関する条約*	1961.08.30	1975.12.13	78	
	奴隷改正条約**				
19	1926年の奴隷条約*	1926.09.25	1927.03.09	—***	
	1926年の奴隷条約を改正する議定書*	1953.10.23	1953.12.07	61	
	1926年の奴隷条約の改正条約**	1953.12.07	1955.07.07	99	
	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約*	1956.09.07	1957.04.30	124	
20	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949.12.02	1951.07.25	83	1958.05.01
21	アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約*	1973.11.30	1976.07.18	110	
22	スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約*	1985.12.10	1988.04.03	63	

* 日本が未加盟の条約については仮称。

** 「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正された「1926年の奴隷条約」が「1926年の奴隷条約の改正条約」である。締約国となる方法には、(1)改正条約の締結と、(2)奴隷条約の締結及び改正議定書の受諾との二つがある。

*** 国連ホームページ上に締約国数の記載のないもの。

(6) 同和対策審議会答申(抄) (昭和40年8月11日)

前 文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。

その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期間を2度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行った。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政治においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

(7) 部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を

図るものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(8) 大阪府部落差別事象に係る調査等の 規制等に関する条例

第1章 総則

(目 的)

第1条 この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象（以下「部落差別事象」という。）を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 同和地区 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。
- ② 興信所・探偵社業 府の区域内において、他人の依頼を受けて、個人調査、法人調査その他いかなる名目の調査であるかを問わず、特定の個人についてその信用、資産、経歴、素行その他の個人に関する事項を調査し、かつ、報告する営業をいう。
- ③ 興信所・探偵社業者 興信所・探偵社業を営む者をいう。
- ④ 土地調査等 府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。

(府、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の責務)

第3条 府は、国及び市町村と協力して、第1条の目的を達成するため必要な啓発に努めるものとする。

- 2 興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者は、その営業について、社会的責任を自覚し、第1条の目的に反する行為をしないよう努めなければならない。
- 3 府民は、第1条の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。

(適用上の注意)

第4条 この条例の適用に当たっては、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 興信所・探偵社業者
(自主規制)

第5条 興信所・探偵社業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵社業者に次に掲げる事項を遵守させるため必要な規約を設定するよう努めなければならない。

- ① 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- ② 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。
- 2 興信所・探偵社業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵社業者に前項の規約を遵守させるため必要な指導を行うよう努めなければならない。
- 3 興信所・探偵社業者の組織する団体は、第1項の規約を設定したときは、速やかに、当該規約の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又はその届出に係る規約を廃止したときも、同様とする。

(届 出)

第6条 興信所・探偵社業を営もうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 営業所の名称及び所在地
- 2 前項の規定による届出をした興信所・探偵社業者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、又はその営業を廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(遵守事項)

第7条 興信所・探偵社業者は、その営業に関し、第5条第1項各号に

掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 興信所・探偵社業者は、その営業に関し従業者に第5条第1項各号に掲げる事項を遵守させるため必要な指導及び監督を行わなければならない。

(帳簿等の備付け)

第8条 興信所・探偵社業者は、規則で定めるところにより、その営業ごとに、その営業に関する帳簿及び従業者名簿を備え、規則で定める事項を記載しなければならない。

(指示、営業停止及び聴聞の特例)

第9条 知事は、興信所・探偵社業者が第7条第1項の規定に違反したときは、当該興信所・探偵社業者に対し必要な指示をすることができる。

- 2 知事は、興信所・探偵社業者が前項の指示に従わないときは、当該興信所・探偵社業者に対し、一月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(指導及び助言)

第10条 知事は、興信所・探偵社業者の組織する団体に対し第5条第1項の規約の設定について、興信所・探偵社業者に対し第7条第2項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収等)

第11条 知事は、第7条の規定の実施に必要な限度において、興信所・探偵社業者に対しその営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、興信所・探偵社業者の営業所に立ち入り、帳簿及び書類（これらの作成又は備付けに代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第3章 土地調査等

(遵守事項)

第12条 土地調査等を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- ② 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

- 2 土地調査等を行う者は、その営業に関し従業者に前項各号に掲げる事項を遵守させるため必要な指導及び監督を行わなければならない。

(指導及び助言)

第13条 知事は、土地調査等を行う者に対し、前条第2項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収)

第14条 知事は、第12条の規定の実施に必要な限度において、土地調査等を行う者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(勸告)

第15条 知事は、土地調査等を行う者が第12条第1項の規定に違反したときは、当該者に対し、当該違反に係る行為を中止し、その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(事実の公表)

第16条 知事は、土地調査等を行う者が第14条の規定による要求に正当な理由なく応じなかったとき、又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、その事実を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行

わなければならない。

第4章 雑則

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

第18条 第9条第2項の規定による命令に違反した者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第19条 第11条第1項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査若しくは質問を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第20条 次の各号の1に該当する者は、科料に処する。

① 第6条第1項の規定に違反してあらかじめ届出をせず、又は同条第2項の規定に違反して変更若しくは廃止の日から10日以内に届出をしなかった者

② 第8条の規定に違反した者

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に興信所・探偵社業を営んでいる者に関する第6条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和60年11月30日までに」とする。

附 則（平成 4 年条例第 3 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 3 号）

この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 4 号）

（施行期日）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 22 号）

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(9) 人権教育・啓発推進法

施行 2000年（平成12年）12月6日

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（目 的）

第1条 この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的
身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵
害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育
及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国
民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の
擁護に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目
的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念
を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする
広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地
域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に
応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することがで
きるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の
尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基
本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を
策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、
その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定
し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を構うことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(10) 男女共同参画社会基本法（抄）

〔平成11年6月23日〕
〔法律第78号〕

改正 平成11年7月16日法律第102号
最終改正 同 11年12月22日 同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当

該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(11) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抄)

(平成二十五年法律第六十五号)

第一章 総則

(目 的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定 義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要

事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における

障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除

去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければ

ばならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があるとき、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう

必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

第八条第二項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第十四条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(12) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ対策法)

(平成二十八年六月三日法律第六十八号)

前文

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本的施策（第五条—第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目 的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定 義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に

的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(13) 近畿大学人権宣言

前 文

大学は、理性によって自己を主張する。わが国はもとより、いかなる人間社会においても理性を喪失してはならないのであるが、現実はいわめて深刻である。「核」の存在にみられるように、人類が生みだした文明が自己を破壊するまで立ちいたっているのである。

何がそうさせているのか。それらの根底には何があるのか。世界人権宣言はその前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由・正義及び平和の基礎である」とのべている。人権の危機が社会や文化、学問研究の危機を招来することを見逃してはならないのである。

本学は、国際社会にまで根を張って存在する。本学の学生・教職員は、差別と解放のはざまにあって今日と未来に対している。それぞれが自己のおかれた社会的立場を自覚し、人権確立を通して自己の学問研究を達成すること、そこに本学に課せられた使命がある。偉大な歴史的使命である。その名誉をともに担おうではないか。

理念と実践的課題

1. 本学の教育方針の基本に人権をおき、教育・研究活動の充実と人権に関する講座の開講などを推進する。
2. 本学に学ぶ多くの被差別学生の存在を認識し、これら学生の教育・就職の機会を保障するように努力する。
3. 被差別学生の自主的活動を発展させ、全学生との交流をすすめ、深い連帯をはかりたい。
4. 国際的な人権条約の精神を学びとり、その調印・批准はもとより、国内への十分な適用をはかるよう研究的・実践的努力をはらいたい。
5. 人権を守る国内の研究・運動はもとより、国際社会のそれとも密接に交流し、連帯をすすめていきたい。

以上、宣言する。

1983年12月

世界人権宣言35周年にあたって

近 畿 大 学

(14) 近畿大学人権教育基本方針

前 文

大学は、研究・教育の最高学府である。それ自体が重要であることは当然であるが、今日の社会的状況からすれば、大学は社会の発展をめざして、その先導的地位を課せられている。この意味で大学の社会的任務は、きわめて重いといわなくてはならない。

本学は、この目的に対応して、どのように自己を形成していったらいいのか。研究・教育はもともと、人間が人間として存在することを願っている。それは、とりもなおさず人権確立にあり、人権こそ研究・教育の根底にすえなくてはならない。この確固たる決意が人間の尊厳を約束するものであろう。とくに今日、社会の全面に人間性の喪失が浮上しているときである。この人権のもつ意味を、本学としては再認識すべきである。

わが国はもとより、国際社会はいま、人権を軸として躍動している。人間解放の放つ熱と光が、情報化の波にのってうちよせる現状である。その歴史的現実にも本学も立脚し、ともに自己の課題を探ろうではないか。

本学の課題

1. (組織・機能の充実)

本学には人権委員会（人権委）をはじめとして、多くの人権研究・教育の諸機関を設けている。これらの諸機関を組織的・機能的に充実し、教職員の人権に対する意識と実践をつねに高める努力をおこたってはならない。

2. (研究・教育の実践)

本学の各学部は、学生・教職員の人権確立を研究・教育し、実践に移す基本的な場である。教授会はもとより、「人権委」各分会も一体となって、その任務を全うしなければならない。

3. (学習の保障)

本学には被差別部落出身学生をはじめ、在日韓国・朝鮮人学生、障害をもつ学生、女性差別に直面している学生など被差別状況におかれた学生が多数在学している。留学生諸君の中にも、国際社会の変動を反映して困難な状況におかれているものもいる。これら学生諸君の研究・教育の機会を十分に保障する体制と意志とを失ってはならない。

4. (人権教育の社会性)

大学はとかく閉鎖的であるといわれている。そのこと自体の克服に迫られているが、本学における人権問題も決して例外ではない。そのためには、人権確立をめざす諸団体はもとより、市民各層とも広く交流を深め、「開かれた大学」を構想すべきである。

5. (人権教育の日常的活動)

人権問題は、単なる理念の追求で終わるものではない。学生・教職員の日常生活に直結している。ときには、緊急を要する事態に遭遇する場合も決して少なくはない。こうした際には「人権委」が臨機に対応する必要もある。本学としては、人権教育全般にわたって日常的な具体性と行動性をもたなければならない。

以 上

1987年10月

(15) 近畿大学人権教育のための国連10年行動計画（抄）

(2001年～2012年)

2001年12月18日

1. 大学における人権教育についての基本認識

(1) 大学における人権教育-行動計画策定の背景

今日の国際社会において人権の国際的保護がますます重要な課題になってきている。

第二次世界大戦の反省の中から生まれた国際連合は、憲章の第一条三項において「経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。」とうたっており、総会の任務を規定した第一三条「国際協力の促進」のb項において、「経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的分野において国際協力を促進すること並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を実現するように援助すること。」と明記し、人権と基本的自由尊重のための国際協力について規定している。

これらの規定をさらに具体化したのが、1948年12月10日、第3回国連総会で採択された世界人権宣言である。その第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定されている。世界人権宣言は、前文と第1条から第30条におよぶが、その宣言を内実化するために、国連はその後、人権関係の国際諸条約を整備してきた。

また、ユネスコ憲章では「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と宣言している。

一方、ポスト冷戦の時代において「平和」の問題も民族紛争の激化とともに再び重要性を増してきている。「地球的課題としての人権」がクローズアップされ、平和や経済の問題も、科学技術のめざましい進歩や経済の発達によって、国家は国民の安全を保障する能力を失いつつあり、「国家の安全」から「人類の安全」へ、「国民経済」から「人類の経済」へと変化してきている。地球環境を保つ開発という視点に立ってグローバルな協力が必要であるように、「国家の中の人権保障」から国家をこえて、「人権」をどう確立していくかが問われている。

さらに、今日の国際収支の不均衡や南北格差、人口の不均衡、経済発展と自然環境保全の不均衡などに代表される人類的危機をともしう国際的不均衡や格差をなくしていくためには、国際的課題として「国際協調」が重要なキーワードになってきている。

このような国際情勢のもと、国際的人権保障は国際社会の最重要課題であるとともに、21世紀を「人権の世紀」とすることは、人類が共存していく必須の条件でもある。

こうした認識のもと、「人権文化を世界中に築く」ために人権教育の強化を目指し、国連は、1994年の第49回国連総会で、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、「行動計画」を明らかにした。

「行動計画」の目頭には、「人権教育のための国連10年」は、人権関係国際法規の諸規定、とりわけ世界人権宣言の第26条、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約の第13条、子どもの権利条約の第29条、女子差別撤廃条約の第10条、人種差別撤廃条約の第7条、ウィーン宣言の第33節・第34節及び同行動計画の第78節～第82節を含む人権教育に言及している諸規定に基づくものであることを明記している。

「人権教育のための国連10年」では、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研

修、普及及び広報努力である」とし、「単に情報提供だけにとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法及び手段を学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と定義している。

また、「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」（昭和49（1974）年ユネスコ）によると、教育とは、「個人及び社会的集団が国内的及び国際的社会において及びこれらの社会のために各自の個人的能力、態度、適性及び知識の全体を発達させることを意識的に学ぶ社会生活の全過程をいう」との定義がなされている。

このような認識のもと、国内では、1995年12月に内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、1997年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定・公表された。また、大阪府・市をはじめ全国の地方自治体においても多数の「行動計画」が策定され、具体的な取組みが展開されている。

教育機関においては、以上のような状況をふまえつつ教育基本法や学校教育法の理念をも具現化する必要がある。

教育基本法においては、その前文で「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。」とうたい、第1条の教育の目的では、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と明記されている。

学校教育法においては、第52条で「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及

び応用的能力を展開させることを目的とする。」と示されており、これら
を人権教育の分野で具体化する必要がある。

大学をはじめとする教育機関においては、その専門性を活かした自らの
人権教育とあらゆる機関で展開される「行動計画」への貢献が求められる。

「近畿大学人権教育のための国連10年行動計画」は、その具体的方針
を明示したものである。

(2) 人権教育のための国連10年行動計画と近畿大学

本学は、1975年に発覚した差別図書「部落地名総鑑」を購入していた
事実を踏まえ、その痛烈な反省の上にたって、四半世紀にわたって部落
差別の撤廃と人権確立のために人権教育・研究を推進してきた。この間、
学内における差別落書きをはじめとする差別事件が続発し、学外におい
て教職員が引き起こした差別発言事件等も発生した。そうした事例を踏
まえて、その都度、学内外において一定の取り組みを展開してきた。部
落問題論から始まった教養科目は、選択科目とはいえ人権論として定着
し、医学部においては必修科目になっている。

また、全学的な人権教育推進体制として、人権委員会が組織され、そ
の事務的機能も担っている人権事務室も設置されている。さらに、研究・
教育機関として人権問題研究所が設置され、日常的な学生への指導にあ
たるとともに、大学内外へ人権教育・研究情報を発信している。学内に
おいては1998年度に教職員・学生に対して意識調査を実施し、その分析
結果に基づいて一定の取り組みも展開されている。学外においても大阪
同和・人権問題企業連絡会に加盟し、積極的な活動を展開している。

しかし、これまでの取り組みが、体系的・計画的な方針のもとで推進
されたとは言い難い状況にあることも事実である。各学部による取り組
みの進捗度の違いをはじめ、明確な全学的目標のもとで推進されてはこ
ななかった。

これまで本学が、人権教育に関する全学的で基本的な方向を内外に明
確にした文書は、「近畿大学人権宣言」と「近畿大学人権教育基本方針」

である。

1983年12月、世界人権宣言35周年にあたって制定された「近畿大学人権宣言」の「理念と実践的課題」では、

- 「①本学の教育方針の基本に人権をおき、教育・研究活動の充実と人権に関する講座の開講などを推進する。
- ②本学に学ぶ多くの被差別学生が存在を認識し、これらの学生の教育・就職の機会を保障するように努力する。
- ③被差別学生の自主的活動を発展させ、全学生との交流をすすめ、深い連帯をはかりたい。
- ④国際的な人権条約の精神を学びとり、その調印・批准はもとより、国内への十分な適用をはかるよう研究的・実践的努力をはらいたい。
- ⑤人権を守る国内の研究・運動はもとより、国際社会のそれとも密接に交流し、連帯をすすめていきたい。」と5点にわたる方針を明らかにしている。

また、1987年10月に制定された「近畿大学人権教育基本方針」では「本学の課題」で、

- 「①（組織・機能の充実）本学には人権委員会をはじめとして、多くの人権研究・教育の諸機関を設けている。これらの諸機関を組織的・機能的に充実し、教職員の人権に対する意識と実践をつねに高める努力をおこたってはならない。
- ②（研究・教育の実践）本学の各学部は、学生・教職員の人権確立を研究・教育し、実践に移す基本的な場である。教授会はもとより、人権委員会各分会も一体となって、その任務を全うしなければならない。
- ③（学習の保障）本学には被差別部落出身学生をはじめ、在日韓国・朝鮮人学生、障害をもつ学生、女性差別に直面している学生など被差別状況におかれた学生が多数在学している。留学生諸君の中にも、国際社会の変動を反映して困難な状況におかれているものもいる。

これら学生諸君の研究・教育の機会を十分に保障する体制と意志とを失ってはならない。

- ④（人権教育の社会性）大学はとかく閉鎖的であるといわれる。そのこと自体の克服に迫られているが、本学における人権問題も決して例外ではない。そのためには、人権確立をめざす諸団体はもとより、市民各層とも広く交流を深め、「開かれた大学」を構想すべきである。
- ⑤（人権教育の日常的活動）人権問題は、単なる理念の追求で終わるものではない。学生・教職員の日常生活に直結している。ときには、緊急を要する事態に遭遇する場合も決して少なくはない。こうした際には人権委員会が臨機に対応する必要もある。本学としては、人権教育全般にわたって日常的な具体性と行動性をもたなければならない。」と基本方針を明確にしている。

以上のような状況と「近畿大学人権宣言」、「近畿大学人権教育基本方針」の理念を踏まえるならば、21世紀初頭の年にあたり、本学の人権教育のさらなる強化に向けて「近畿大学人権教育のための国連10年行動計画」（2001年～2010年）を内外に明らかにする意義は大きいといえる。

さらに、「近畿大学人権教育のための国連10年行動計画」を推進していくにあたって、以下に述べる人権教育の4つの視点を基本理念として位置づける。

- ①人権についての教育（education on or about human rights）で、人権について教えること、学ぶことをさす。狭い意味での人権教育。
- ②人権のための教育（education for human rights）で、人権を守り育てる態度をもった個人を育て社会をつくること。一人ひとりが自己実現していくことを通して人権が尊重される社会の確立につながるという考え方。
- ③人権としての教育（education as human rights）で、教育を受けること自体が人権であるという考え方。教育を受ける機会の保障や学び

やすい環境を整えることも含まれる。

- ④人権を通じての教育（education in or through human rights）で、人権が守られた状態で学習が展開されなければならないという考え方。

(3) 行動計画と「人権教育・人権啓発推進法」

2000年12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務や国の計画の必要性が明らかにされた。さらに、人権が侵害された場合の被害者救済制度についても、2001年5月、人権擁護推進審議会から発表された。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の内容は、第一条 目的、第二条 定義、第三条 基本理念、第四条 国の責務、第五条 地方公共団体の責務、第六条 国民の責務、第七条 基本計画の策定、第八条 年次報告、第九条 財政上の措置と附則から構成されている。

また、この法律が衆・参両院の法務委員会で承認された際、「前項の基本計画は、『人権教育のための国連十年』に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものとする。『人権の二十一世紀』実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にすべきであること」等の付帯決議もなされており、「人権教育のための国連10年」にちなんだ取り組みの法的根拠にもなっている。

2. 行動計画の目標と基本姿勢

(1) 人権情報発信大学をめざして

社会の進歩、科学技術の進歩とともに人権問題はより高度で複雑で重大な問題になってきている。生命工学や遺伝子工学の分野でいわれているクローン人間の可能性や遺伝子差別の問題はその最たるものであり、電子工学や情報工学の分野でも同様である。

また、情報に関連するテクノロジーは、過去において予想もつかないような変革の口火を切ってきた。それは今日においても同じである。情

報にともなう社会の急速な変化によって世界観が変わり、世界観の変化がさらに情報環境を変え、ますます世界観も変わるということが起こっている。

今日、電子工学・情報工学の急速な進歩とともに情報化社会が加速し、10年前には語られることもなかったインターネットが国際社会に大きな影響を与えている。

このような情報化は時間と空間を超越し、そのことによって、新たな問題が生起している。

インターネットをはじめとする情報の社会的基盤が整備されることによって、多方面でコストと時間が驚異的なまでに圧縮されようとしている中で、人権面でその功罪が社会に大きなインパクトを与えている。

こうした時代であるからこそ、より高度で複雑化していく人権問題に対して正しい方向性を発信していくことが大学に求められている。

そのための高度な研究・教育体制や学部ネットワークを構築するとともに、人権教育を推進していくためのカリキュラム・教材等を学外へ発信していくことが求められている。また、官民で推進されようとしている国際人権大学院大学（夜間）構想にも積極的な協力体制が必要であり、名実ともに人権情報発信大学の地位を確立しなければならない。

(2) 多様な課題への総合的対応

本学には、多様な学生・教職員が在籍するとともに日本国内にも多くのマイノリティーが居住している。この傾向はグローバル化の進展とともに一層顕著になっている。

人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、国籍、財産、門地等の異なった学生・教職員が、本学で学び、教育・研究活動を展開している。そうした人々の人権実現に向けて多様な課題への総合的対応が求められている。そのためには多様化・複雑化する人権課題やグローバル化に対応した課題、プライバシー

保護にむけた課題、セクシュアル・ハラスメント防止の課題等に取り組むとともに、さまざまな文化や多様性を認め合う方策の確立が必要であり、留学生への支援をはじめ多様な学生への学習機会の充実や自己実現のための条件整備等を推進していく必要がある。

人権教育資料 2023

人権確立への認識と実践をもとめて

1979 年 4 月 1 日 初 版

2023 年 4 月 1 日 発 行

編 集 兼
発 行 者

近 畿 大 学

人 権 委 員 会

〒 577-8502

東大阪市小若江 3-4-1



近畿大学

KINDAI UNIVERSITY